

議案第58号

山都町すくすく子育て支援住宅条例の一部改正について

山都町すくすく子育て支援住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年9月5日提出

山都町長 坂本 靖也

(提案理由)

山都町すくすく子育て支援住宅の管理に際し、入居者の地位の承継、同居者の変更・異動及び新たに同居を希望する者の同居の承認に関する規定について整備する必要があることから、関係条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町すくすく子育て支援住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町すくすく子育て支援住宅条例の一部を改正する条例

山都町すくすく子育て支援住宅条例（令和4年山都町条例第36号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「第29条第1項」を「第32条第1項」に改める。

第15条第1項中「第27条第2項」を「第30条第2項」に、「第31条第1項」を「第34条第1項」に改める。

第40条を第43条とし、第39条を第42条とする。

第38条第5号中「第33条」を「第36条」に改め、同条を第41条とする。

第37条を第40条とし、第34条から第36条までを3条ずつ繰り下げる。

第33条第4号中「第31条第1項」を「第34条第1項」に改め、同条を第36条とする。

第32条を第35条とし、第31条を第34条とし、第30条を第33条とする。

第29条第1項中「第5条第1項」を「第5条」に、「第26条」を「第29条」に改め、同条を第32条とする。

第28条を第31条とし、第27条を第30条とし、第26条を第29条とし、第25条の次に次の3条を加える。

（同居者の変更等）

第26条 入居者は、次の各号に掲げる変更等が生じたときは、速やかに、そ

の旨を町長に届け出なければならない。

(1) 出生、死亡、転出又は転居による同居者の異動

(2) 婚姻その他の事由による入居者又は同居者の氏名の変更

(同居の承認)

第27条 入居者は、地域優良賃貸住宅への入居の際に同居した者以外の者を同居させようとするときは、町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、入居者が前項の規定による承認を受けて、同居させようとする者が暴力団員である場合は、当該承認をしてはならない。

(入居の承継)

第28条 地域優良賃貸住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた同居者（入居資格を有する者に限る。）は、山都町営住宅条例（平成17年山都町条例第135号）第13条第1項の規定の例により町長の承認を受けて、引き続き入居者として、当該地域優良賃貸住宅に居住することができる。

2 前項の規定により町長の承認を受けて入居者の地位を承継した者は、当該承継をした者と同程度以上の収入を有する者で町長が適当と認める連帯保証人2名の連署する請書を、町長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年山都町条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第15の項中「山都町一般住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年山都町条例第137号）」を「山都町一般住宅及び復興一般住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年山都町条例第137号）」に改め、「一般住宅」の次に「及び復興一般住宅」を加え、同表に次のように加える。

8	町長	山都町すくすく子育て支援住宅条例（令和4年山都町条
---	----	---------------------------

		例第36号) によるすくすく子育て支援住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
--	--	--

別表第25の項中「山都町一般住宅の設置及び管理に関する条例」を「山都町一般住宅及び復興一般住宅の設置及び管理に関する条例」に改め、「一般住宅」の次に「及び復興一般住宅」を加え、同表に次のように加える。

7	町長	山都町すくすく子育て支援住宅条例によるすくすく子育て支援住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
---	----	---	--

山都町すくすく子育て支援住宅条例(令和4年条例第36号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(所得の申告等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 町長は、前項の規定による所得の申告により、又は同項ただし書に規定する場合にあっては<u>第29条第1項</u>に規定する方法により、所得等の認定を行い、当該認定の結果を入居者に通知するものとする。</p> <p>(家賃)</p> <p>第15条 町長は、入居者から第9条第4項の入居可能日から当該入居者が地域優良賃貸住宅を明け渡した日(<u>第27条第2項</u>の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、<u>第31条第1項</u>による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(所得の申告等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 町長は、前項の規定による所得の申告により、又は同項ただし書に規定する場合にあっては<u>第32条第1項</u>に規定する方法により、所得等の認定を行い、当該認定の結果を入居者に通知するものとする。</p> <p>(家賃)</p> <p>第15条 町長は、入居者から第9条第4項の入居可能日から当該入居者が地域優良賃貸住宅を明け渡した日(<u>第30条第2項</u>の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、<u>第34条第1項</u>による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(同居者の変更等)</p> <p><u>第26条</u> 入居者は、次の各号に掲げる変更等が生じたときは、速やかに、その旨を町長に届け出なければならない。</p> <p>(1) <u>出生、死亡、転出又は転居による同居者の異動</u></p> <p>(2) <u>婚姻その他の事由による入居者又は同居者の氏名の変更</u></p> <p>(同居の承認)</p> <p><u>第27条</u> 入居者は、地域優良賃貸住宅への入居の際に同居した者以外の者を同居させようとするときは、町長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 <u>町長は、入居者が前項の規定による承認を受けて、同居させようとする</u></p>

(入居資格喪失者の認定)

第26条 (略)

(入居資格喪失者に対する明渡請求)

第27条 (略)

(入居資格喪失者に対する家賃)

第28条 (略)

(所得状況等の報告の請求等)

第29条 町長は、第5条第1項の規定による入居資格の確認、第14条の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予又は第26条による入居資格喪失者の認定に関し必要があると認めるときは、入居者の所得の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2・3 (略)

る者が暴力団員である場合は、当該承認をしてはならない。

(入居の承継)

第28条 地域優良賃貸住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた同居者(入居資格を有する者に限る。)は、山都町営住宅条例(平成17年山都町条例第135号)第13条第1項の規定の例により町長の承認を受けて、引き続き入居者として、当該地域優良賃貸住宅に居住することができる。

2 前項の規定により町長の承認を受けて入居者の地位を承継した者は、当該承継をした者と同程度以上の収入を有する者で町長が適当と認める連帯保証人2名の連署する請書を、町長に提出しなければならない。

(入居資格喪失者の認定)

第29条 (略)

(入居資格喪失者に対する明渡請求)

第30条 (略)

(入居資格喪失者に対する家賃)

第31条 (略)

(所得状況等の報告の請求等)

第32条 町長は、第5条 の規定による入居資格の確認、第14条の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予又は第29条による入居資格喪失者の認定に関し必要があると認めるときは、入居者の所得の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2・3 (略)

(住宅の検査)

第30条 (略)

(住宅の明渡請求)

第31条 (略)

(駐車場の使用許可)

第32条 (略)

(使用者の資格)

第33条 駐車場を使用することができる者は、次に掲げる条件(以下「使用者資格」という。)を具備する者でなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 第31条第1項各号のいずれの場合にも該当しないこと。

(駐車場の使用料)

第34条 (略)

(使用の申込み)

第35条 (略)

(使用者の決定)

第36条 (略)

(使用の手続)

第37条 (略)

(使用許可の取消し)

第38条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、駐車場の使用許可を取り消し、その明渡しを請求することができる。

(1)～(4) (略)

(住宅の検査)

第33条 (略)

(住宅の明渡請求)

第34条 (略)

(駐車場の使用許可)

第35条 (略)

(使用者の資格)

第36条 駐車場を使用することができる者は、次に掲げる条件(以下「使用者資格」という。)を具備する者でなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 第34条第1項各号のいずれの場合にも該当しないこと。

(駐車場の使用料)

第37条 (略)

(使用の申込み)

第38条 (略)

(使用者の決定)

第39条 (略)

(使用の手続)

第40条 (略)

(使用許可の取消し)

第41条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、駐車場の使用許可を取り消し、その明渡しを請求することができる。

(1)～(4) (略)

(5) 使用者が第33条に規定する使用者資格を失ったとき。

(6) (略)

(委任)

第39条 (略)

(罰則)

第40条 (略)

(5) 使用者が第36条に規定する使用者資格を失ったとき。

(6) (略)

(委任)

第42条 (略)

(罰則)

第43条 (略)

山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第28号)新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表第1(第4条関係)			別表第1(第4条関係)		
	機関	事務		機関	事務
1	町長	山都町子ども医療費助成に関する要綱(平成17年山都町告示第21号)による子ども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	1	町長	山都町子ども医療費助成に関する要綱(平成17年山都町告示第21号)による子ども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
2	町長	山都町ひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱(平成17年山都町告示第22号)によるひとり親家庭等医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	2	町長	山都町ひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱(平成17年山都町告示第22号)によるひとり親家庭等医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
3	町長	山都町重度心身障害者医療費助成に関する要綱(平成17年山都町告示第32号)による重度心身障害者医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	3	町長	山都町重度心身障害者医療費助成に関する要綱(平成17年山都町告示第32号)による重度心身障害者医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
4	町長	山都町地域生活支援事業実施要綱(平成18年山都町告示第70号)による日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	4	町長	山都町地域生活支援事業実施要綱(平成18年山都町告示第70号)による日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
5	町長	山都町一般住宅の設置及び管理に関する条例(平成17年山都町条例第137号)による一般住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	5	町長	山都町一般住宅及び復興一般住宅の設置及び管理に関する条例(平成17年山都町条例第137号)による一般住宅及び復興一般住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
6	教育委員会	山都町就学援助に関する規則(平成26年山都町教育委員会規則第1号)による就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	6	教育委員会	山都町就学援助に関する規則(平成26年山都町教育委員会規則第1号)による就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
7	町長	山都町在宅介護支援事業実施要綱(平成29年山都町告示第25号)による在宅介護支援に関する事務であって	7	町長	山都町在宅介護支援事業実施要綱(平成29年山都町告

規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

	機関	事務	特定個人情報
1	町長	山都町子ども医療費助成に関する要綱による子ども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの (2) 地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの
2	町長	山都町ひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱によるひとり親家庭等医療費助成に関する	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの

示第25号)による在宅介護支援に関する事務であって規則で定めるもの

8	町長	山都町すくすく子育て支援住宅条例(令和4年山都町条例第36号)によるすくすく子育て支援住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
---	----	--

別表第2(第4条関係)

	機関	事務	特定個人情報
1	町長	山都町子ども医療費助成に関する要綱による子ども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの (2) 地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの
2	町長	山都町ひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱によるひとり親家庭等医療費助成に関する	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの

		事務であって規則で定めるもの	
3	町長	山都町重度心身障害者医療費助成に関する要綱による重度心身障害者医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
4	町長	山都町地域生活支援事業実施要綱による日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
5	町長	山都町一般住宅の設置及び管理に関する条例による一般住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
6	町長	山都町在宅介護支援事業実施要綱による在宅介護支援に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)第129条第1項、第2項及び第3項に規定する保険料の徴収に関する情報であって規則で定

		事務であって規則で定めるもの	
3	町長	山都町重度心身障害者医療費助成に関する要綱による重度心身障害者医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
4	町長	山都町地域生活支援事業実施要綱による日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
5	町長	山都町一般住宅及び復興一般住宅の設置及び管理に関する条例による一般住宅及び復興一般住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
6	町長	山都町在宅介護支援事業実施要綱による在宅介護支援に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)第129条第1項、第2項及び第3項に規定

			めるもの
			する保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
7	町長	山都町すくすく子育て支援住宅条例によるすくすく子育て支援住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの

山都町すくすく子育て支援住宅条例の一部改正説明資料

1. 今回の改正の目的

本町では、子育て世帯に対して良質で利便性の高い賃貸住宅を供給することにより、子どもを安心して産み育てられる生活環境の整備を図ることを目的として令和4年に山都町すくすく子育て支援住宅条例を制定し、令和5年3月より「おおりメゾンド浜町」の管理を開始しています。

管理開始から1年を経過する中で、入居者や同居者に関する変更や異動が生じる場合の取り扱いについて、その事務上の取り扱いを一部整理する必要が生じたため、今回条例改正を行うものです。

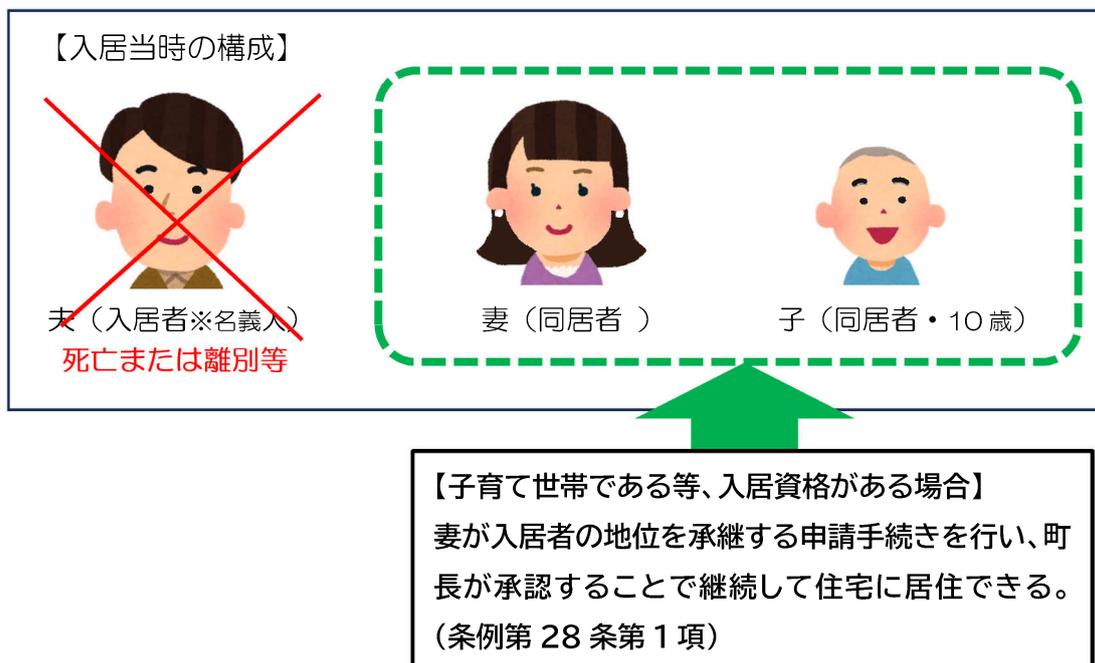
2. 山都町すくすく子育て支援住宅条例の一部改正の概要(本則)

(1)「入居の承継」の規定を新設

「入居の承継」とは、入居名義人が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に入居名義人と同居していた者が継続して住宅への居住を希望される場合、町長の承認を得て引き続き当該住宅に居住することができる制度です。

入居名義人のことを条例上では「入居者」と表記しており、「入居者」となれるのは住宅の入居申込みを行った者となっています(条例第8条にて規定)。入居者以外の居住者は「同居者」という位置づけであり、同居者が自動的に入居者に切り替わる運用ではないため、「入居の承継」の承認の規定を設ける必要があります。

《例①》入居後に入居者(名義人)が死亡または離別等により退去



(2)同居者等に係る異動、変更、同居の承認の規定を新設

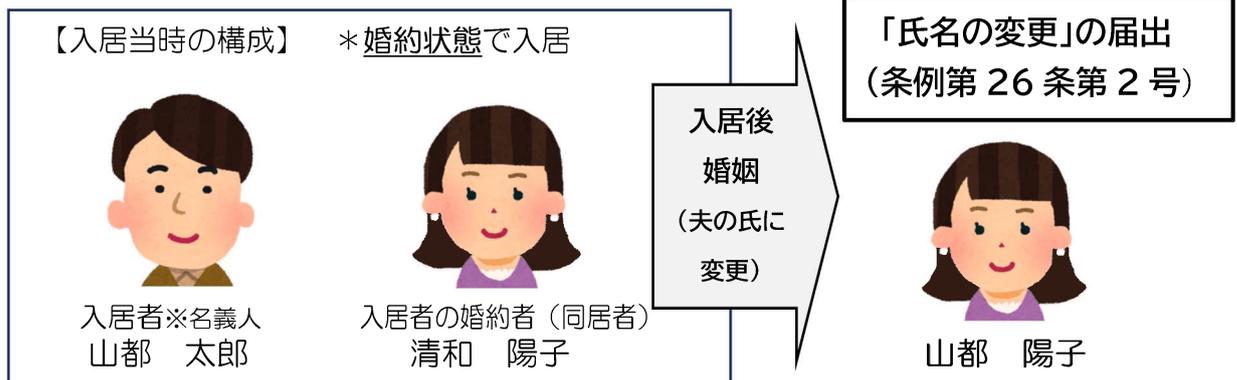
現在、入居者及び同居者について「氏名の変更」が生じた場合や、同居者に関して異動が生じる場合の届出等の規定については、条例施行規則第10条において入居者から町への手続きの規定を設けていますが、「出生」、「死亡」の自然的な住民異動に関するものや、「転出」、「住宅からの転居」という住宅入居者の減員になるケース、また「氏名の変更」となる場合の手続きを『届出』とし、入居当時に同居していない者を新たに同居者に加えたいとする場合の手続きを『承認申請』と、取り扱いを分けたい考えです(※手続きの区分を、「山都町営住宅条例」の運用と原則合わせる)。

なお、入居当時に同居していない者を新たに同居者に加えたいとする場合の手続きを『承認申請』とするのは、町営住宅の入居資格を有する者として「暴力団員でない者」とうたっており、暴力団員の有無の照会を山都警察署に行ったうえで同居を認める必要があることから、その他の住民異動を理由とした手続きと差別化を図るとともに、入居者の町への手続き義務を明確化したことから、条例上へ規定を行うものです。

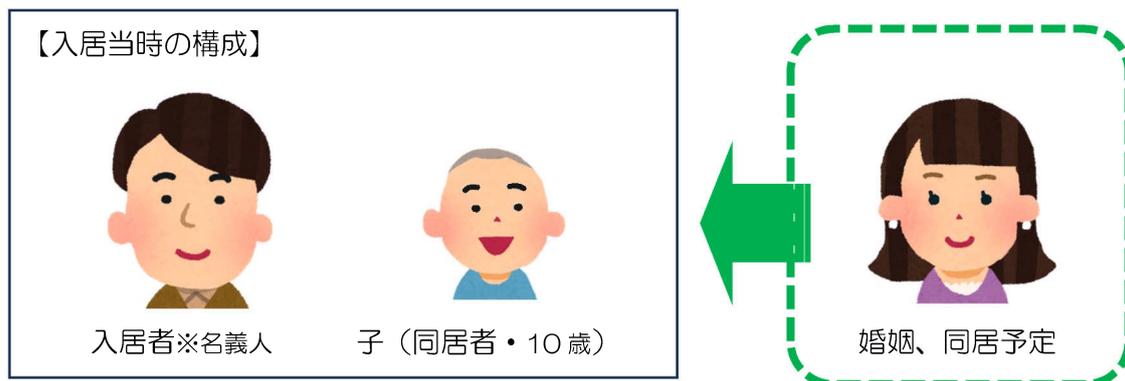
《例①》入居後に同居者の一部（妻のみ）が転出



《例②》同居者（又は入居者）の氏名の変更



《例③》入居後、婚姻等により新たに同居させたい者がいる場合



事前に入居者が町へ「同居の承認」の申請を行う(条例第 27 条第 1 項)



町が山都警察署へ暴力団員に関する照会を実施し、同居承認の適否を判断
(条例第 27 条第 2 項)

3. 山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正概要 (附則)

(1)山都町すくすく子育て支援住宅条例による同住宅の管理に関する事務を「独自利用事務」とし、個人番号を利用し『庁内連携』により特定個人情報の取得(利用)を行う。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)により、個人番号の利用は原則として番号法に定められた事務に限定されます。住宅関係業務では、番号法第9条別表第1にて、公営住宅法、住宅地区改良法、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく各住宅の管理に関する事務が番号法に定められた事務となります。

番号法に定められた事務以外では、番号法第9条第2項の規定により「社会保障・地方税・防災に関する事務その他の事務であって、各地方公共団体が条例で定める事務(以下「独自利用事務」という。)についても個人番号を利用することができる。」とされています。本町では平成27年に「山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」を制定、独自利用に関する事務等についてその内容を条例上に定めています。今回、改正後の「山都町すくすく子育て支援住宅条例」における住宅の管理に関する事務等についても独自利用事務の対象に追加すべく、関係条例として附則の改正によって山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部の改正も行うところです。

条例上に独自利用事務として規定することができれば、「入居の承継の承認申請」や「同居承認申請」の手続きの際に添付資料として求める住民票謄本や所得証明書を省略することができる運用となります。庁内間の連携により地方税関係情報等を取得することができ、住民にとっては、添付書類を申請、取得する負担や手数料の負担を軽減することができる運用です。